

茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）及び医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について（令和6年4月1日付け医政発第0401第23号厚生労働省医政局長通知、令和6年4月1日付け老発第0401第7号厚生労働省老健局長通知、令和6年4月1日付け保発第0401第12号厚生労働省保険局長通知）別紙地域医療介護総合確保基金管理運営要領に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、茨城県（以下「県」という。）と病院（第3条第4号に定めるものをいう。）が協力し、奨学金（第3条第3号に定めるものをいう。）の貸与を受けている薬学生（第3条第1号に定めるものをいう。）及び既卒薬剤師（第3条第2号に定めるものをいう。）が、県内の登録病院（第6条第2項に定めるものをいう。）に就職し、一定期間薬剤師の業務に従事した場合、その者が貸与を受けた奨学金の返還額の全部又は一部を補助することにより、薬剤師の県内病院への就職を促進し、その定着を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 薬学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された大学（大学院を除く。以下同じ。）の薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに在学する者をいう。
- (2) 既卒薬剤師 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第7条第2項の規定に基づき薬剤師免許証を交付されている者をいう。
- (3) 奨学金 経済的な理由で就学困難な学生を支援するために独立行政法人日本学生支援機構等が当該学生に対して貸与する資金で、貸与を受けた本人が返還義務を負うものをいう。
- (4) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (5) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (6) 薬剤師不足地域 国が示す薬剤師偏在指標の算定式・算定結果に基づき、国が定めた二次保健医療圏単位で病院薬剤師少数区域に設定された地域をいう。
- (7) 正規雇用 雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、就業規則等で定める職員と同様の扱いとなる雇用形態をいう。
- (8) 研修プログラム 薬剤師のキャリア形成のために県が策定又は認定した病院薬剤師卒後研修プログラムをいう。

(対象病院の要件)

第4条 本事業の登録の対象となる病院（以下「対象病院」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす県内の病院とする。

- (1) 前条第6号に規定する薬剤師不足地域内に所在地のある病院
- (2) 第11条第3項に基づき認定された対象者を正規雇用しようとする病院

(対象病院の登録の要件)

第5条 対象病院が本事業に登録するための要件は、別に定める。

(対象病院の登録)

第6条 本事業の登録を受けようとする病院は、別に定める期間内に、茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業対象病院登録申請書（様式第1号）を知事に提出し、登録しなければならない。

- 2 知事は、前項に基づき提出された書類を審査し、適当と認められるときは、茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業対象病院登録決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 知事は、前項の審査の結果、登録しない決定をしたときは、申請者に対して茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業対象病院登録不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 4 第2項の規定により登録が決定した病院（以下「登録病院」という。）は、登録後、登録事項を変更したとき又は登録を辞退しようとするときは、速やかに茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業登録病院登録事項変更届（様式第4号）により知事に届け出なければならない。

5 登録期間は、当該年度末までとする。ただし、当該年度末日までに登録を辞退する旨の申し出がない場合については、登録の有効期間を1年間更新し、それ以後も同様とする。

(登録病院の届出)

第7条 登録病院は、研修プログラムの作成及び実施において、協力病院(第9条第1項に定めるものをいう。)と連携協力することが決定した場合には、速やかに茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業登録病院届出(様式第5号)により知事に届け出なければならない。

(登録病院の取消)

第8条 知事は、登録病院が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の取消し等の措置を行うことができる。

(1) 虚偽の申請又はその他不正行為を行い登録したことが明らかになったとき。

(2) 労働関係法令に違反する等、登録病院としてふさわしくないと県が認めたとき。

2 知事は、前項に基づき取消し等の措置を行ったときは、登録病院に対し、その旨を通知するものとする。

(協力病院)

第9条 登録病院が実施する研修プログラムにおいて、対象者の薬剤師としての資質向上等に係る研修等の受け入れに協力する病院(以下「協力病院」という。)は、県内の病院とする。

2 協力病院は、受け入れ期間において、第16条に定める助成について、登録病院に代わり、対象者への助成を行うことができるものとする。

(対象者)

第10条 本補助金の対象となる薬学生等(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 募集年度の4月1日の時点で当該年度又はその翌年度に大学を卒業予定の薬学生で、卒業をした年の4月末日までに登録病院に薬剤師として就職することを希望する者であって、薬剤師の免許を取得見込みの者

(2) 募集年度の認定申請時点で既卒薬剤師であり、募集年度末までに登録病院に薬剤師として就職することを希望する者。ただし、県内の事業所等に勤務する者にあつては、病院及び診療所を除く事業所等に勤務している者とする。

2 対象者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 次のアからエまでのいずれかの奨学金を返還予定又は返還残額がある者

ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金(貸与型に限る。)

イ 茨城県奨学資金

ウ 対象者が在籍している又は卒業した大学の奨学金(貸与型に限る。)

エ その他知事が別に定める奨学金(貸与型に限る。)

(2) 登録病院に就職後、本事業における補助金の交付を受ける期間(以下「交付対象期間」という。)の2分の3の期間にわたって継続して県内病院において薬剤師の業務に従事する見込みの者。ただし、当該従事期間の2分の1以上を薬剤師不足地域内の病院で薬剤師の業務に従事するものとする。

(3) 個人情報(氏名、住所、生年月日、在籍学校名、就職状況等)を、第11条第5項に規定する認定期間中、登録病院へ提供することを承諾する者

3 本事業と他の地方公共団体や登録病院が実施する他の奨学金返還支援制度を併用することができる。ただし、併用した制度の対象額は、対象経費から除くものとする。

(対象者の認定)

第11条 本事業の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金対象者認定申請書(様式第6号)を募集期間中に知事に提出し、認定されなければならない。

2 募集期間については、別に定める。

3 知事は、第1項の規定により提出された書類を審査した結果、対象者を認定する決定をしたときは、茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金対象者認定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

4 知事は、前項の審査の結果、対象者を認定しない決定をしたときは、茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金対象者不承認通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

5 対象者の認定期間は、認定を受けた日を起点として、次の各号のいずれか早い日までとする。

- (1) 登録病院に薬剤師として正規雇用により就職した日
- (2) 薬学生にあつては、卒業予定年度の翌年度の4月末日。ただし、第12条第2項に該当する場合を除く。
- (3) 既卒薬剤師にあつては、認定を受けた当該年度の3月末日
(対象者の認定の取消)

第12条 知事は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象者の認定の取消し等の措置を行うものとする。

- (1) 留年、又は休学により認定期間内に卒業できないことが明らかになったとき。ただし、すでに登録病院から内定を受けており、当該内定の取消処分がされない場合を除く。
- (2) 停学処分を受けたとき、又は退学したとき。
- (3) 奨学金が貸与されなかったとき、又は貸与の取り消し等を受けたとき。
- (4) 薬剤師国家試験に不合格となったとき。ただし、すでに登録病院から内定を受けており、当該内定の取消処分がされない場合を除く。
- (5) 認定期間内に登録病院に就職しないことが明らかになったとき。
- (6) 対象者の認定及び補助金の交付を辞退しようとするとき。
- (7) その他、対象者の要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

2 知事は、前項第1号及び第4号のただし書きに該当する場合は、認定期間を翌々年度の4月末日まで延長することができる。

3 知事は、第1項の規定により取消し等の措置を行った場合若しくは、前項の規定により認定期間を延長したときは、対象者に対し、その旨を通知する。

(交付対象期間)

第13条 交付対象期間は、対象者として認定された者が、登録病院に正規雇用により就職した日を起点として、当該日の属する月から起算して6年を超えない期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が交付対象期間中に産前・産後休暇、育児休業その他の事由により、奨学金の事業実施者において奨学金の返還の期限の猶予が承認された場合は、当該猶予期間を上限に交付対象期間を延長することができる。

(対象経費)

第14条 対象経費は、対象者が大学在学中に貸与を受けていた奨学金の返還額（利息を含み、延滞金、返還免除額及び返還済額を含まない。以下同じ。）とする。ただし、第10条第3項の規定により本事業と他の奨学金返還支援制度と併用する場合、対象となる奨学金の返還額から、他の制度の助成金額を控除した額とする。

2 対象経費の算定基準となる奨学金の返還総額は、対象者が第19条に規定する交付要件に該当するに至った時点で返還していない奨学金の額とする。

(補助金の額)

第15条 補助金の額は、登録病院において交付対象期間に返還する奨学金の額（利息を含み、延滞金、返還免除額及び返還済額を含まない。以下同じ。）に相当する額とする。

2 補助月額は、前項の規定により算定した補助金の額を、交付対象期間の月数で除した額（奨学金の残額が生じなくなった場合は、第1項にかかわらず交付対象期間が終了したものとして扱う。）を2で除した額とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助金の額の月額上限は25,000円とする。

(登録病院の助成)

第16条 補助金は、登録病院が対象者に対し、交付対象期間中に前条に定める補助金の額以上の助成をする場合に交付するものとする。ただし、県の補助金額と合算した額が、返還する奨学金の額を超えないものとする。

(対象者の就職活動状況等報告)

第17条 対象者は、認定を受けた日以降、登録病院に就職する日の属する年度までの就職活動等の状況を、毎年4月20日までに、就職活動状況等報告書（様式第9号）により知事に報告しなければならない。ただし、採用が決定した場合は、勤務開始日の前日までに報告するものとする。

(対象者の届出等)

第18条 対象者は、認定期間中又は交付対象期間中に次の各号のいずれかに該当したときは、届出書（様式第10号）により、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 留年、休学又は復学したとき。
- (2) 停学処分を受けたとき、又は退学したとき。
- (3) 奨学金の貸与を受けなくなったとき。
- (4) 薬剤師国家試験の合否が判明したとき。
- (5) 就職したとき、又は認定期間内に登録病院に就職しないことが明らかになったとき。
- (6) 就職した後、休職、復職、退職又は転職したとき。
- (7) 奨学金の返還が免除又は猶予となったとき。
- (8) 対象者の認定又は補助金の交付を辞退しようとするとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき。

(交付要件)

第 19 条 補助金の交付を受けようとする者は、交付対象期間中、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 登録病院に薬剤師として正規雇用により就職していること。
ただし、協力病院への出向等、知事が特に必要があると認めるときは、登録病院以外で就業することができる。
- (2) 貸与を受けた奨学金に返還残額があり、かつ、滞納なく返還していること。
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (4) 県税を滞納していないこと。
- (5) 交付対象期間の終了後、県の実施する就業状況調査に協力する意思があること。
- (6) 登録病院に就職した対象者については、就職後、交付対象期間の 2 分の 3 以上の期間を県内の病院で薬剤師として就業し、県が策定又は認める研修プログラムに基づく研修を受講する意思があること。

(交付申請)

第 20 条 対象者は、規則第 4 条に規定する補助金の交付申請をするときは、勤務開始後速やかに、茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金交付申請書（様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第 21 条 知事は、規則第 5 条に規定する補助金の交付決定をするときは、茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金交付決定書（様式第 12 号）により通知するものとする。

(変更承認申請等)

第 22 条 対象者は、第 20 条に基づき提出した交付申請の内容を変更する場合は、遅滞なく茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金交付変更承認申請書（様式 13 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による対象者の内容の変更を承認したときは、茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金交付変更承認通知書（様式 14 号）により通知するものとする。

(実績報告兼請求書)

第 23 条 対象者は、規則第 13 条に規定する補助金の実績報告として、交付対象期間の年度ごとに、当該年度の 3 月末日までに、茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金実績報告書兼支払請求書（様式第 15 号）を知事に提出しなければならない。

(登録病院実績報告)

第 24 条 登録病院は、対象者の交付対象期間内に、対象者に助成した奨学金返済支援額について、交付対象期間の年度ごとに、当該年度の 3 月末日までに、茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業登録病院実績報告書（様式第 16 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 25 条 知事は、第 23 条に基づき提出された書類の提出を受けたときは、規則第 14 条に規定する補助金の額の確定を行い、茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金額の確定通知書（様式第 17 号）により通知するものとする。

(補助金の支払)

第 26 条 補助金は、前条の補助金の額の確定後に、精算払により支払うものとする。

(交付決定の取消等)

第 27 条 知事は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、規則第 9 条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第 19 条に規定する要件を満たさなくなったことが明らかになったとき。

(2) 虚偽の申請又はその他不正行為を行ったことが明らかになったとき。

(補助金の返還等)

第 28 条 知事は、前条による取消しを行ったときは、期限を付して、既に支給した補助金の返還を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命じるものとする。

3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第 1 項の規定に基づく補助金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 第 1 項の規定に基づく補助金の返還及び第 2 項の規定に基づく加算金の納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(証拠書類の保管)

第 29 条 対象者、登録病院及び協力病院は、本事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、本事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 30 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付その他に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 12 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 29 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 29 日から施行する。